

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリックコメント実施要領

1. 目的

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例（案）について、皆様のご意見をお伺いするものです。

2. 背景

本市では、たばこの火による身体や財産への被害及びポイ捨てを防止し、歩行者等の安全の確保及び市内の環境の美化を推進するため、平成14年6月に「流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例（平成14年流山市条例第21号）」を制定し、平成18年3月には、より実効性を高めるため、同条例を一部改正し、路上喫煙及びポイ捨てに対する過料（同条例施行規則により2,000円）を定めた規定を設けました。平成22年3月には、さらに同条例を一部改正し、飼い犬のふんの放置も禁止行為に加え、名称を「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例（以下「条例」という。）」とし、歩行者等の安全を確保するとともにきれいなまちづくりを推進しています。

市では定期的にパトロールを実施し、路上喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨て等の違反行為者に対して条例に基づき指導・勧告を行うとともに、路上喫煙防止キャンペーンなどの啓発活動等により、マナー向上について一定の効果は得られています。

しかしながら、条例には過料を定めた規定はありますが、勧告に従わなかった場合にのみ過料を科す間接罰方式となっており、勧告時にその場で禁止行為をやめれば過料を科されることはなく、依然として違反行為者が散見されます。

このように、指導・勧告や間接罰方式の過料規定では抑止効果には限界があるうえ、本市の定住人口や交流人口の増加に伴い、違反行為の増加が懸念されることから、より実効性のある防止対策が求められています。

3. 趣旨

条例第8条の禁止行為のうち、特に違反行為が多い路上喫煙防止重点区域内の路上喫煙及びたばこの吸い殻のポイ捨てについて、過料の規定を間接罰方式から直ちに過料を科す直接罰方式に改正します。

また、条例第8条第1項の路上喫煙に係る禁止事項について、よりわかりやすくするために条文を改正します。

4. 条例の一部改正（案）

「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」の一部改正（案）及び新旧対照表のとおりです。

5. 一部改正（案）等の公表

(1) 閲覧場所

- ア 環境政策・放射能対策課（市役所第1庁舎2階）
- イ 情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）
- ウ 市内各出張所、各公民館、おおたかの森センター、各図書館、生涯学習センター（流山エルズ）、クリーンセンター

(2) 流山市ホームページ

6. 意見等を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

7. 意見等の募集期間

平成29年9月15日（金）～平成29年10月20日（金）【必着】

8. 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式（任意様式も可）に住所、氏名を明記し、郵便、ファクシミリ、電子メール、書面を持参のいずれかの方法で提出してください。

9. その他

- (1) 意見等の募集期間終了後、全ての意見等を整理した上で条例策定の参考にさせていただきます。意見等に対する市の考え方については、環境政策・放射能対策課（市役所第1庁舎2階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）及び流山市ホームページで公表します。なお、提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。
- (2) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメント手続の意見等としては取り扱いません。

10. 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市 環境部 環境政策・放射能対策課
（市役所第1庁舎2階）

TEL 04-7150-6083

FAX 04-7150-6521

電子メール kankyuhouzen@city.nagareyama.chiba.jp